

(写)

長門市告示第 122 号

令和 6 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 27 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 6 年 9 月 6 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）

第 2 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）

第 3 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 4 号 令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 6 号 令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 7 号 令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 8 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 9 号 令和 5 年度長門市水道事業剰余金の処分について

第 10 号 令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 11 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 12 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 13 号 長門市文化会館条例の一部を改正する条例

第 14 号 長門市下水道条例等の一部を改正する条例

第 15 号 三隅町靈柩車条例を廃止する条例

第 16 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第 1 号 権利の放棄について

令和 6 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 3 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 号 令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号 令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 号 令和 5 年度長門市水道事業剰余金の処分について
- 第 10 号 令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 11 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 12 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市文化会館条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市下水道条例等の一部を改正する条例
- 第 15 号 三隅町靈柩車条例を廃止する条例
- 第 16 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

- 第 1 号 権利の放棄について

議案第 9 号

令和 5 年度長門市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度長門市水道事業剰余金を別紙のとおり処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和5年度長門市水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益 剰余金	その他未処分利 益剰余金変動額
当年度末残高	2,355,174,255	24,899,487	123,597,244	36,125,128
議会の議決による処分額	36,125,128	0	△123,597,244	△36,125,128
組入資本金の増加	36,125,128	0	0	△36,125,128
減債積立金の積立	0	0	△123,597,244	0
条例による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,391,299,383	24,899,487	(繰越利益剰余金) 0	0

議案第 10 号

令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 11 号

令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 12 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第 26 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）以内の期間に限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 章 罰則</p> <p>第 29 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第 26 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 以内の期間に限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 章 罰則</p> <p>第 29 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第26条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 13 号

長門市文化会館条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市文化会館条例の一部を改正する条例

長門市文化会館条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（事業）</p> <p>第 3 条（略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（開館日）</u></p> <p>第 4 条 会館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。</p> <p>（1）毎週月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のときは除く。）</p> <p>（2）月曜日が祝日に当たるときは、翌日</p> <p>（3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。</p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第 5 条 会館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</p> <p>（職員）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 7 条（略）</p>	<p>本則</p> <p>（事業）</p> <p>第 3 条（略）</p> <p>2 市長は、前項第 1 号の事業を円滑に行うため、その一部を他の団体等に委託して実施することができる。</p> <p><u>（管理）</u></p> <p>第 4 条 会館は、市長が管理する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（職員）</p> <p>第 5 条（略）</p> <p>（使用の許可）</p> <p>第 6 条（略）</p>

<p>(許可の制限)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(特別の設備)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(目的外使用の禁止)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第13条</u> 使用者は、その使用が終わったとき、又は<u>第11条</u>の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。<u>第10条</u>の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第15条</u> 会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、<u>地方自治法</u>(昭和22年法律第67号)<u>第244条の2第3項</u>の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、<u>第4条、第5条、第7条、第8条、第10条</u>及び<u>第11条</u>の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p>	<p>(許可の制限)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>長門市使用料徴収条例</u>(平成17年長門市条例第63号)に定めるところにより使用料を納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(特別の設備)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(目的外使用の禁止)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第12条</u> 使用者は、その使用が終わったとき、又は<u>第10条</u>の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。<u>第9条</u>の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>(指定管理者の指定手続等)</p> <p><u>第 16 条 前条第 1 項の規定による指定管理者の指定手続等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 238 号）に定めるところによる。</u></p> <p>(利用料金及び利用料金の減免)</p> <p><u>第 17 条 指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 9 条の規定にかかわらず、会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させるものとする</u></p> <p><u>2 利用料金の額は、別表に掲げる基準額に 10 分の 5 を乗じて得た額から基準額に 10 分の 15 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(市長による管理の業務の実施)</p> <p><u>第 18 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて会館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他事由により会館の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、会館の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受せることが適当でないと認めるときは、市は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、第 9 条により、会館の施設の使用につき、別表に定める基準額に相当する額の使用料を徴収する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 19 条 (略)</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第 14 条 (略)</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

室名	区分／時間	基準額（円）						
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	
大ホー ル	入場料、会 費等が無料 の場合	平日	6,000	8,000	12,000	14,000	20,000	26,000
		土曜日、日 曜日又は休 日	7,200	9,600	14,400	16,800	24,000	31,200
	入場料、会 費等が1,0 00円未満 の場合	平日	9,000	12,000	18,000	21,000	30,000	39,000
		土曜日、日 曜日又は休 日	10,800	14,400	21,600	25,200	36,000	46,800
	入場料、会 費等が1,0 00円以上 3,000円未 満の場合	平日	15,000	20,000	30,000	35,000	50,000	65,000
		土曜日、日 曜日又は休 日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
	入場料、会 費等が5,0 00円以上 の場合	平日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
		土曜日、日 曜日又は休 日	21,600	28,800	43,200	50,400	72,000	93,600
ステージ		3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	13,000	
楽屋	第1楽屋	800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200	
	第2楽屋	800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200	
ホワイ エ・ロ ビー	物品等の販 売を行わな い場合	使用面積が 全体の1/2 以上	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700
		使用面積が 全体の1/3 以上1/2未 満	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
		使用面積が 全体の1/3 未満	700	900	900	1,600	1,800	2,500
	物品等の販 売を行う場 合	1店につき	—	—	—	—	—	2,400
駐車場	目的外使用の場合	—	—	—	—	—	—	1,500
室名		区分		基準額(円)		摘要		
コミュニティホール①		1時間につき		300				
コミュニティホール②		1時間につき		300				

コミュニティホール③	1時間につき	300	8時30分から 22時まで
コミュニティホール全室	1時間につき	600	
視聴覚室	1時間につき	300	
研修室①(和室)	1時間につき	200	
研修室②	1時間につき	200	
室名	区分	冷暖房基準額(円)	
大ホール	1時間につき	3,000	
大ホール ステージのみ	1時間につき	1,000	
大ホール ホールのみ	1時間につき	1,500	
大ホール 休憩コーナーのみ	1時間につき	500	
第1楽屋	1時間につき	100	
第2楽屋	1時間につき	100	
コミュニティホール①	1時間につき	150	
コミュニティホール②	1時間につき	150	
コミュニティホール③	1時間につき	150	
コミュニティホール全室	1時間につき	400	
視聴覚室	1時間につき	300	
研修室①(和室)	1時間につき	200	
研修室②	1時間につき	200	
ホワイエ・ロビー	1時間につき	550	
備品・大道具名	区分	備品・大道具基準額(円)	
オーケストラ・コーラスセット	1日につき	3,000	
舞台セット	1日につき	7,500	
ピアノ	1日につき	3,000	
16ミリ映写機	1日につき	1,500	

備考

- 営利を目的とするときの基準額(大ホール、ホワイエ・ロビーの基準額並びに冷暖房基準額及び備品・大道具基準額を除く。)は、定額の3倍の額とする。
- 使用時間の超過許可を受けたときの1時間当たりの基準額は、午前9時から12時までの基本基準額の100分の40を乗じて得た額とする。
- 翌日使用のための準備、物品の保管に使用する場合、基本基準額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 連続使用の場合、利用しない夜間の時間帯の基準額を免除する。ただし、夜間の時間帯は物品の保管に限定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長門市使用料徴収条例の一部改正)

2 長門使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

[

種別	名称	室名	区分＼時間	使用料(円)						
				9:00 ～ 12:0 0	13:0 ～ 17:0 0	18:0 ～ 22:0 0	9:00 ～ 17:0 0	13:0 ～ 22:0 0	9:00 ～ 22:0 0	
文化施設使用料	ラボールゆや	大ホール	入場料、会費等が無料の場合	平日	6,00 0	8,00 0	12,0 00	14,0 00	20,0 00	26,0 00
				土曜日、日曜日又は休日	7,20 0	9,60 0	14,4 00	16,8 00	24,0 00	31,2 00
			入場料、会費等が1,000円未満の場合	平日	9,00 0	12,0 00	18,0 00	21,0 00	30,0 00	39,0 00
				土曜日、日曜日又は休日	10,8 00	14,4 00	21,6 00	25,2 00	36,0 00	46,8 00
			入場料、会費等が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	12,0 00	16,0 00	24,0 00	28,0 00	40,0 00	52,0 00
				土曜日、日曜日又は休日	14,4 00	19,2 00	28,8 00	33,6 00	48,0 00	62,4 00
			入場料、会費等が3,000円以上5,000円未満の場合	平日	15,0 00	20,0 00	30,0 00	35,0 00	50,0 00	65,0 00
				土曜日、日曜日又は休日	18,0 00	24,0 00	36,0 00	42,0 00	60,0 00	78,0 00
			入場料、会費等が5,000円以上の場合	平日	18,0 00	24,0 00	36,0 00	42,0 00	60,0 00	78,0 00
				土曜日、日曜日又は休日	21,6 00	28,8 00	43,2 00	50,4 00	72,0 00	93,6 00

	ステージ		3, 00 0	4, 00 0	6, 00 0	7, 00 0	10, 0 00	13, 0 00
樂屋	第 1 樂屋		800	1, 00 0	1, 40 0	1, 80 0	2, 40 0	3, 20 0
	第 2 樂屋		800	1, 00 0	1, 40 0	1, 80 0	2, 40 0	3, 20 0
ホワイエ・ロビー	物品等の販売を行わない場合	使用面積が全體の1/2以上	2, 10 0	2, 80 0	2, 80 0	4, 90 0	5, 60 0	7, 70 0
	使用面積が全體の1/3以上1/2未満		1, 10 0	1, 40 0	1, 40 0	2, 50 0	2, 80 0	3, 90 0
	使用面積が全體の1/3未満		700	900	900	1, 60 0	1, 80 0	2, 50 0
	物品等の販売を行う場合	1 店につき	—	—	—	—	—	2, 40 0
駐車場	目的外使用の場合		—	—	—	—	—	1, 50 0
	室名			区分		使用料(円)	摘要	
	コミュニティホール①		1 時間につき		300	8 時		
	コミュニティホール②		1 時間につき		300	30 分		
	コミュニティホール③		1 時間につき		300	から		
	コミュニティホール全室		1 時間につき		600	22 時		
	視聴覚室		1 時間につき		300	まで		
	研修室①(和室)		1 時間につき		200			
	研修室②		1 時間につき		200			
	室名		区分		冷暖房使用料(円)			
	大ホール		1 時間につき		3, 000			
	第 1 樂屋		1 時間につき		100			
	第 2 樂屋		1 時間につき		100			

	コミュニティホール ①	1時間につき	150
	コミュニティホール ②	1時間につき	150
	コミュニティホール ③	1時間につき	150
	コミュニティホール 全室	1時間につき	400
	視聴覚室	1時間につき	300
	研修室①(和室)	1時間につき	200
	研修室②	1時間につき	200
	ホワイエ・ロビー	1時間につき	550
	ステージのみ	1時間につき	1,000
	備品・大道具名	区分	備品・大道具 使用料(円)
	オーケストラ・コーラ スセット	1日につき	3,000
	舞台セット	1日につき	7,500
	ピアノ	1日につき	3,000
	16ミリ映写機	1日につき	1,500
	備考		
	1 営利を目的とするときの使用料(大ホール、ホワイエ・ロビーの使用料並びに冷暖房使用料及び備品・大道具使用料を除く。)は、定額の3倍の額とする。		
	2 使用時間の超過許可を受けたときの1時間当たりの使用料は、午前9時から12時までの基本使用料の100分の40を乗じて得た額とする。		
	3 翌日使用のための準備、物品の保管に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。		
	4 連続使用の場合、利用しない夜間の時間帯の使用料を免除する。ただし、夜間の時間帯は物品の保管に限定する。		

」

を削る。

議案第 14 号

長門市下水道条例等の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市下水道条例等の一部を改正する条例

(長門市下水道条例の一部改正)

第 1 条 長門市下水道条例（平成 17 年長門市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 6 章 雜則</p> <p>(占用)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の占用料の額の算定及びその徴収方法については、長門市道路占用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 140 号）及び長門市準用河川管理条例（平成 17 年長門市条例第 141 号）の規定を準用する。</p>	<p>本則</p> <p>第 6 章 雜則</p> <p>(占用)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の占用料の額の算定及びその徴収方法については、長門市道路占用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 140 号） _____の規定を準用する。</p>

別表第 2(第 20 条関係)

区分		料金
一般汚水	基本料金 (1 箇月につき)	1,300 円
	従量料金 (1 立方メートルを超え 10 立方メートル以下につき)	0 立方メートル 13 円
		10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下
		166 円
		20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下
		168 円
		50 立方メートルを超え 100 立方メートル
		172 円

別表第 2(第 20 条関係)

区分		料金
一般汚水	基本料金 (1 箇月につき)	10 立方メートル以下 1,300 円
	超過料金 (1 立方メートルにつき)	(新設) (新設)
		10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下
		135 円
		20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下
		140 円
		50 立方メートルを超え 100 立方メートル
		145 円

		以下	
		100 立方メートルを超えるもの	<u>178 円</u>
温泉汚水	基本料金 (1箇月につき)		1,300 円
	従量料金 (1立方メートルにつき)	0 立方メートルを超えるもの	<u>63 円</u>
温泉汚水	基本料金 (1箇月につき)	10 立方メートル以下	<u>150 円</u>
	超過料金 (1立方メートルにつき)	10 立方メートルを超えるもの	<u>55 円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 長門市農業集落排水処理施設条例（平成17年長門市条例第153号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
別表第2(第14条関係)			別表第2(第14条関係)		
区分		料金	区分		料金
一般汚水	基本料金 (1箇月につき)	1,300 円		基本料金 (1箇月につき)	10 立方メートル以下
	従量料金 (1立方メートルにつき)	0 立方メートルを超えるもの		超過料金 (1立方メートルにつき)	(新設)
		<u>13 円</u>			
		10 立方メートルを超えるもの		10 立方メートルを超えるもの	<u>135 円</u>
		<u>166 円</u>		20 立方メートルを超えるもの	<u>140 円</u>
		20 立方メートルを超えるもの		50 立方メートルを超えるもの	<u>145 円</u>
		<u>168 円</u>		100 立方メートルを超えるもの	<u>150 円</u>
		50 立方メートルを超えるもの			
		<u>172 円</u>			
		100 立方メートルを超えるもの			
		<u>178 円</u>			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 長門市漁業集落排水処理施設条例（平成17年長門市条例第154号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行			
別表（第15条関係）			別表（第15条関係）			
	区分	料金		区分	料金	
一般汚水	基本料金（1箇月につき）	1,300円	一般汚水	基本料金（1箇月につき）	10立方メートル以下 1,300円	
	従量料金（1立方メートルにつき）	0立方メートル 13円 ルを超える10立方メートル以下 166円 10立方メートルを超える20立方メートル以下 168円 20立方メートルを超える50立方メートル以下 172円 50立方メートルを超える100立方メートル以下 178円 100立方メートルを超えるもの		超過料金（1立方メートルにつき）	(新設)	(新設)
					10立方メートルを超える20立方メートル以下 135円 20立方メートルを超える50立方メートル以下 140円 50立方メートルを超える100立方メートル以下 145円 100立方メートルを超えるもの 150円	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(使用料に関する経過措置)
- この条例の施行日前から継続して公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水のいずれかを使用している者で、施行日以後の使用料の算定において施行日前の排除汚水量が含まれている使用料については、改正後の長門市下水道条例、長門市農業集落排水処理施設条例及び長門市漁業集落排水処理施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 15 号

三隅町靈柩車条例を廃止する条例

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

三隅町靈柩車条例を廃止する条例

三隅町靈柩車条例（昭和 44 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市日置上の一地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

字区域変更調書

処分後			処分前		
大字名	字名	地番	大字名	字名	地番
日置上	字尾崎	1936 番 2	日置上	字長田	1936 番 2
日置上	字尾崎	1939 番 2	日置上	字長田	1939 番 2
日置上	字尾崎	1940 番 2	日置上	字長田	1940 番 2
日置上	字夫婦石	1956 番 1	日置上	字尾崎	1956 番 1
日置上	字夫婦石	1956 番 3	日置上	字尾崎	1956 番 3
日置上	字夫婦石	1956 番 5	日置上	字尾崎	1956 番 5
日置上	字夫婦石	1956 番 9	日置上	字尾崎	1956 番 9
日置上	字夫婦石	1957 番 1	日置上	字尾崎	1957 番 1
日置上	字夫婦石	1957 番 4	日置上	字尾崎	1957 番 4
日置上	字夫婦石	1958 番 1	日置上	字尾崎	1958 番 1
日置上	字夫婦石	1958 番 3	日置上	字尾崎	1958 番 3
日置上	字夫婦石	1958 番 5	日置上	字尾崎	1958 番 5
日置上	字夫婦石	1959 番 1	日置上	字尾崎	1959 番 1
日置上	字夫婦石	1960 番 10	日置上	字尾崎	1960 番 10
日置上	字尾崎	2005 番 2	日置上	字前田	2005 番 2
日置上	字尾崎	2006 番 8	日置上	字前田	2006 番 8
日置上	字尾崎	11648 番 2	日置上	字長田	11648 番 2
日置上	字尾崎	11648 番 3	日置上	字長田	11648 番 3
日置上	字尾崎	11648 番 5	日置上	字長田	11648 番 5
日置上	字尾崎	11653 番 1	日置上	字夫婦石	11653 番 1
日置上	字尾崎	11654 番 8	日置上	字夫婦石	11654 番 8
日置上	字尾崎	11654 番 9	日置上	字夫婦石	11654 番 9
日置上	字尾崎	11655 番 25	日置上	字夫婦石	11655 番 25
日置上	字夫婦石	11663 番	日置上	字七重出	11663 番
日置上	字夫婦石	11663 番 1	日置上	字七重出	11663 番 1
日置上	字尾崎	11663 番 2	日置上	字七重出	11663 番 2
日置上	字尾崎	11663 番 3	日置上	字七重出	11663 番 3
日置上	字尾崎	11663 番 4	日置上	字七重出	11663 番 4
日置上	字尾崎	11663 番 5	日置上	字七重出	11663 番 5
日置上	字尾崎	11667 番 2	日置上	字七重出	11667 番 2
日置上	字尾崎	11667 番 3	日置上	字七重出	11667 番 3
日置上	字尾崎	11667 番 4	日置上	字七重出	11667 番 4
日置上	字尾崎	11667 番 5	日置上	字七重出	11667 番 5
日置上	字尾崎	11667 番 6	日置上	字七重出	11667 番 6
日置上	字尾崎	11667 番 7	日置上	字七重出	11667 番 7
日置上	字尾崎	11669 番 1	日置上	字七重出	11669 番 1
日置上	字尾崎	11669 番 3	日置上	字七重出	11669 番 3
日置上	字尾崎	11669 番 4	日置上	字七重出	11669 番 4
日置上	字尾崎	11669 番 5	日置上	字七重出	11669 番 5
日置上	字尾崎	11669 番 6	日置上	字七重出	11669 番 6
日置上	字夫婦石	11670 番	日置上	字七重出	11670 番
日置上	字夫婦石	11671 番	日置上	字七重出	11671 番
日置上	字尾崎	11673 番	日置上	字七重出	11673 番
日置上	字尾崎	11673 番 1	日置上	字七重出	11673 番 1
日置上	字夫婦石	11674 番 1	日置上	字七重出	11674 番 1
日置上	字尾崎	11674 番 2	日置上	字七重出	11674 番 2
日置上	字尾崎	11674 番 3	日置上	字七重出	11674 番 3
日置上	字夫婦石	11675 番 1	日置上	字七重出	11675 番 1
日置上	字尾崎	11846 番 2	日置上	字堤ノ口	11846 番 2
日置上	字尾崎	11846 番 3	日置上	字堤ノ口	11846 番 3
日置上	字七重出	11846 番 4	日置上	字堤ノ口	11846 番 4
日置上	字上城	1323 番 第1	日置上	字成瓜	1323 番 第1
日置上	字長田	11611 番	日置上	字赤松	11611 番
日置上	字長田	11612 番	日置上	字赤松	11612 番
日置上	字武百出	11620 番	日置上	字地頭明	11620 番
日置上	字武百出	11621 番	日置上	字地頭明	11621 番
日置上	字武百出	11625 番 第49	日置上	字地頭明	11625 番 第49

日置上	字式百出	11625 番 第50	日置上	字地頭明	11625 番 第50
日置上	字式百出	11625 番 第51	日置上	字地頭明	11625 番 第51
日置上	字式百出	11625 番 第57	日置上	字地頭明	11625 番 第57
日置上	字式百出	11842 番	日置上	字七重出	11842 番
日置上	字上城	12575 番 65	日置上	字成瓜	12575 番 65
日置上	字上城	12575 番 66	日置上	字成瓜	12575 番 66
日置上	字上城	12575 番 67	日置上	字成瓜	12575 番 67
日置上	字上城	12575 番 68	日置上	字成瓜	12575 番 68
日置上	字上芳ヶ迫	12575 番 87	日置上	字成瓜	12575 番 87
日置上	字白砂	12575 番 106	日置上	字成瓜	12575 番 106
日置上	字白砂	12575 番 108	日置上	字成瓜	12575 番 108
日置上	字白砂	12575 番 110	日置上	字成瓜	12575 番 110
日置上	字西ヶ迫	12575 番 114	日置上	字成瓜	12575 番 114
日置上	字西ヶ迫	12575 番 118	日置上	字成瓜	12575 番 118
日置上	字西ヶ迫	12575 番 123	日置上	字成瓜	12575 番 123
日置上	字西ヶ迫	12575 番 124	日置上	字成瓜	12575 番 124
日置上	字北ヶ迫	12575 番 130	日置上	字成瓜	12575 番 130
日置上	字北ヶ迫	12575 番 131	日置上	字成瓜	12575 番 131
日置上	字地頭明	12575 番 152	日置上	字成瓜	12575 番 152
日置上	字白砂	12794 番	日置上	字西ヶ迫	12794 番

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

議案第 17 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 住所 [REDACTED]

2 氏名 國貞 尚子

3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成 28 年長門市条例第 6 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

（上下水道局）

記

長門市債権管理条例第 12 条第 1 項により放棄する債権一覧（令和 5 年度執行）

（単位：人、件、円）

債 権 名	計	放 棄 の 事 由			
		第 1 号 時効満了	第 2 号 破産等	第 4 号 徴収停止 3 年	第 6 号 生活困窮
水道料金	(人数)	6	2	3	1
	(件数)	67	3	51	13
	(金額)	5,186,515	15,318	5,013,417	157,780
農業集落排水	(人数)	9		9	
使用料	(件数)	38		38	
	(金額)	125,680		125,680	

※第 3 号（相続人なし）、第 5 号（強制執行済み）については該当なし